

# 福井県ドクターヘリ運航業務仕様書

## 第1 総則

- 1 この仕様書は福井県（以下「委託者」という。）が福井県立病院を基地病院として行う救急医療に必要な専用機器および医薬品を装備した専用のヘリコプター（以下「ドクターヘリ」という。）の運航業務を委託事業者（以下「受託者」という。）に委託するにあたって必要な事項を定める。
- 2 委託者はドクターヘリを用いて、消防機関・医療機関等からの出動要請に基づき、医師および看護師を同乗させて救急現場等に向かい、当該場所から基地病院または他の医療機関への移送等、患者に救命医療措置を行う搬送業務（以下「本業務」という。）を委託するものとする。
- 3 受託者は、本業務にあたって本仕様書の規定および次の法令等を遵守するものとする。
  - (1) 航空法（昭和27年法律第231号）、電波法（昭和25年法律第131号）その他の関係法令および救急医療対策事業実施要領（厚生労働省医発第692号：昭和52年7月6日制定）
  - (2) 「ドクターヘリ運航委託契約に係る運航会社の選定指針」（平成13年9月6日指第44号厚生労働省医政局指導課長通知）
  - (3) 「運航会社及び運航従事者の経験資格等の詳細ガイドライン」（平成13年5月22日：（社）全日本航空事業連合会ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会）
- 4 受託者は福井県全域の地理的特性を踏まえ、福井県消防防災ヘリコプターや他県のドクターヘリとの連携の必要性や重要性を認識し、救急患者搬送等の委託業務を遂行するものとする。

## 第2 委託期間

契約締結日令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

## 第3 運航時間

運航時間は、原則として午前8時30分から日没までとする。月単位の出動要請最終時刻は別紙1のとおりとする。

## 第4 運航範囲

ドクターヘリの運航範囲は、原則として福井県全域および滋賀県湖北地域ならびに岐阜県郡上市とする。ただし、他県の医療機関および消防機関等からの要請

に対しては、委託者、受託者、基地病院の協議のもと対応するものとする。

## 第5 基地病院およびヘリポート等

- 1 基地病院ヘリポートおよび運航管理室（操縦士・整備士等の待機室を含む）  
名称：福井県立病院  
住所：福井県福井市四ツ井2丁目8-1
- 2 格納庫（操縦士・整備士等の待機室を含む）  
住所：福井県坂井市春江町江留中 福井空港内  
ただし、運航開始まで現行機が格納庫を使用しているため、受託者の負担により駐機等の場所を確保するものとする。
- 3 給油施設  
福井空港内または福井県立病院屋上ヘリポート

## 第6 委託業務の内容

- 1 ドクターヘリの運航業務
  - (1) 受託者は、ドクターヘリ1機を通年で継続配置し、国土交通省航空局による有効な免許または資格を有する第10に掲げる者を通年出勤させ、救急患者搬送等を行うものとする。
  - (2) ドクターヘリの日常点検および保守点検等の整備作業に必要な部品、資機材ならびに航空燃料および潤滑油等の調達は、運航会社の責任において確保するものとする。
  - (3) ドクターヘリ内の日常的な清掃は受託者において行うものとする。ただし、消毒並びに血液および吐瀉物等の清掃については、基地病院の責任において受託者が協力して行うものとする。
- 2 安全管理業務
  - (1) 受託者はドクターヘリが安全かつ円滑に運航できるよう、運航の安全管理、飛行計画の届出、航空法に基づく各種申請、飛行記録、整備記録等の管理保管、気象および航空情報の収集および分析など、運航および整備に関し必要な安全管理業務を行うものとする。
  - (2) 受託者は、次に掲げる事項を記載した標準仕様書を常備し、第10に定める運航従事者に常に周知すること。
    - ①搭乗医師および看護師等との連携
    - ②搭載する無線設備の運用

③ドクターヘリおよび搭載する資機材の滅菌又は消毒および保守管理（搭載医療機器および医療用消耗品の点検・補充作業の補助を含む）

(3) 受託者は、ドクターヘリの運航の安全対策に関し、次の体制が確立されているものとする。

①待機業務における人員と機材の適正な配置がなされていること。

②自社専用無線通信による飛行計画の伝達と飛行状況の常時監視がなされていること。

③確度の高い運航予測と飛行可否の判断ができること。

④場外離着陸場の事前選定とその安全確認ができること。

### 3 場外離着陸場の調査、申請等業務

(1) 受託者は、委託者が必要に応じて指示する地域の離着陸場を調査し、航空法に基づく場外離着陸場の申請および緊急離着陸場の台帳整備等を行うものとする。

(2) 受託者は、台帳に登録されている場外離着陸場および緊急離着陸場について、経年変化等の現況の調査（GPS 測位、レーザー測量等の実測）を行うものとする。

### 4 ドクターヘリの運航連絡調整業務

(1) 受託者は、ドクターヘリを安全に運航するため、場外離着陸場等の運用に関し、消防機関、医療機関等に対して、ドクターヘリの運用手順、注意事項、安全管理等について、連絡調整等を密に行うものとする。

(2) 受託者は、福井県消防防災ヘリコプター等との連携活動が円滑にできるよう、ドクターヘリの運用に関する連絡調整等を行うものとする。

(3) 受託者は、ドクターヘリ業務に関する会議、打ち合わせ等に参加し、ドクターヘリの運用に関する連絡調整等を行うものとする。

### 5 ドクターヘリ出動記録簿の作成、整理、保管

### 6 ドクターヘリ搬送に係る消防機関、医療機関等との訓練等の業務（連絡調整等およびドクターヘリ運用のマニュアルの作成を含む。）

### 7 ドクターヘリ救急現場等運用要領等安全対策資料の作成

### 8 救急現場等における医療スタッフの支援業務

### 9 受託者は第7に定める運航従事者の業務時間中における、基地病院ヘリポートおよび運航管理室並びに格納庫内の設備・備品の管理を行うものとする。

### 10 第10に定める運航従事者の業務時間外について

(1) 受託者は、ドクターヘリおよび受託者が所有する設備・備品を管理するものとする。

(2) 委託者は、前項に定める設備・備品の管理を行うものとする。

- 11 9、10について各々協力が必要な場合は、委託者、基地病院、受託者で協議するものとする。
- 12 住民説明会への参加・説明、騒音測定、見学会など、ドクターヘリ運航についての理解を得るための業務および啓発活動への協力
- 13 第5の2ただし書きの場合の格納場所の確保
- 14 その他のドクターヘリ運航に付随して委託者が必要と認める業務

## 第7 運航会社の要件

- 1 受託者は、厚生労働省が所管する平成13年4月1日から開始されたドクターヘリ導入促進事業において、過去5年以内に日本国内のいずれかの場所で運航を受託していること。
- 2 航空法第100条第1項の許可を受け、回転翼航空機による航空運送事業に5年以上（令和5年10月1日現在）の実績を有すること。
- 3 受託者は、ドクターヘリを年間通じて中断なく運航することが可能な機数を保有していること。
- 4 受託者は、ドクターヘリを基地病院に配備するものとする。
- 5 ドクターヘリは当該運航会社として国土交通省航空局に事業機登録がなされていること。
- 6 受託者は、過去3年間、国土交通省運輸安全委員会が調査対象とする運航会社の運航する航空機における死亡事故を発生させていないこと。

## 第8 ドクターヘリの基本仕様

- 1 運航に使用するドクターヘリの概要等については、以下に記載する条件を満たす機体であること。
  - (1) 基本事項  
市街地近郊での離着陸を想定し、基地病院ヘリポートおよび場外離着陸場等への離着陸時、周辺部への騒音軽減に特に配慮がなされ、ダウンウォッシュ（風圧）の影響が軽微な機種であること。
  - (2) 航空機性能
    - ①救急現場等狭隘地などへの離着陸場を考慮し、概ね全長13m×全幅11m程度のヘリコプターであること。
    - ②双発エンジンを搭載したヘリコプターであること。
    - ③輸送TA級に準じた運航（垂直離着陸）が可能であって、耐空性基準に適合する運航が可能であること。

- ④十分なキャビンスペースを有し、収容患者に対して使用する医療器材を搭載し、同時に使用可能とすること。
- ⑤操縦士、整備士を除き、患者および医師・看護師等計4名以上が搭乗可能なこと。
- ⑥一般の患者に加え、妊産婦の収容や、保育器等の搬入が可能であること。
- ⑦本業務に従事するための十分な航続距離を有すること。
- ⑧患者の搬入・搬出が迅速かつ安全に行える機体構造であること。
- ⑨ヘリコプターの計器類が医療機器からの干渉や影響を受けないよう、修理改善がなされていること。

### (3) 機体の装備品等

- ①天候急変に伴う安全な回避策が講じられる航法計器が追加装備されているか、計器航法が可能な装備がなされていること。
- ②GPS（全地球測位システム）を備えていること。
- ③エアコンディショナーが装備されていること。
- ④搭載用又は機体装備機器用の専用電源接続口が設置されていること。
- ⑤電源はAC100～115Vのアウトレットを最低2系統、DC28Vを1系統備えていること。
- ⑥冬季の日没後等の運航を考慮し、操縦計器に影響を与えないような客室照明を備えていること。
- ⑦冬季の日没後等の運航時における安全性向上の為に、サーチライトまたはセカンドランディングライトを備えていること。
- ⑧地上に向けて放送できるラウドスピーカーを備えていること。
- ⑨搭載する人工呼吸器に2時間以上100%酸素が供給できるシステムを備えていること。
- ⑩酸素および医療ガスアウトレットは次のとおりであること。
  - a メインシステム（機体に固定）
  - b ポータブル酸素（500ℓ以上のボンベ）の設置場所が確保されていること。
  - c 酸素アウトレットは3系統以上
  - d 吸引アウトレットは2系統以上
- ⑪心電図モニター（呼気ガスCO<sub>2</sub>モニター、パルスオキシメーター、血圧計の内装型）が設置できること。
- ⑫除細動器が設置できること。
- ⑬人工呼吸器（ポータブル）が設置できること。
- ⑭シリンジポンプ又は点滴ポンプが設置できること。
- ⑮点滴用のフックは4箇所以上あること。

- ⑯保育器の固定が配慮されていること。
  - ⑰機内に基本装備されるストレッチャー1台の仕様は、救急現場等での地上支援（消防機関等）および基地病院等ヘリポート着陸後の患者移送動線等を十分に勘案し、最少要員をもって取り扱いが可能なものであること。
  - ⑱医療業務用無線機および消防・救急無線機搭載の装備ができること。
  - ⑲積雪地への離着陸を考慮し、スノーシュー（かんじき）が装着可能であること。
- 2 医療機器の装着および搭載や、医療行為を可能とするためにヘリコプター機体の改修が必要となった場合には、委託者、基地病院、受託者が協議するものとする。
  - 3 予備部品  
受託者は、本業務に必要な予備部品等を準備し、本業務に支障のないよう補給体制を維持するものとする。また、受託者は消耗した予備部品を遅滞なく補充するものとし、その費用は委託料に含まれるものとする。
  - 4 本業務に使用する機種は、ドクターヘリの運航実績があり、同1項に掲げる仕様を満たしていると委託者が認めた機種とする。
  - 5 専用機の定期点検や不具合時等への対応として本業務に使用するヘリコプター（代替機）は、ドクターヘリの運航実績があり、同1項に掲げる基本仕様に同等またはそれに準じていると委託者が認めた機種とする。
  - 6 専用機および代替機は、日本における航空機登録済みの機体であること。

## 第9 ドクターヘリの運航管理

- 1 受託者は、国土交通大臣の認可する運航会社の運航規程に基づき、委託者が別途作成する運航要領等に従い、安全運航を維持しつつ、委託業務を忠実に履行するものとする。
- 2 受託者は、自己の責任と負担をもってヘリコプターおよび付帯設備等を、国土交通大臣の認可する運航会社の整備規程に基づき整備し、良好な状態を維持するものとする。
- 3 ドクターヘリの飛行方式は有視界飛行方式とし、有視界気象状態の下において運航するものとする。
- 4 天候不良等の気象条件による出動の可否判断は、受託者が行う。また、運航途中であっても、天候不良等の不可抗力およびその他受託者の責に帰すことができない事由による運航継続の可否判断も受託者が行い、基地病院および同乗する医師、看護師はその安全指示に従うものとする。
- 5 受託者は、契約ヘリコプターの運航管理について責任と義務を負うとともに、航空法その他の法令に基づく委託業務に必要な監督官庁への申請および許認可取得

等事務について、これを履行するものとする。

## 第10 運航従事者

- 1 運航従事者として、3の要件を満たす操縦士5名以上、整備士5名以上、運航管理担当者3名以上が在籍していること。
- 2 受託者は、運航従事者の選任に際して各員の業務経歴等を勘案し、第6に規定する業務を安全に遂行するために必要な技量を有するものを選任することとし、選任者の氏名、資格および業務経歴等を予め委託者に通知するものとする。
- 3 受託者の運航従事者は心身ともに健康で、業務遂行のために必要な資質を備えている者で、次に掲げる要件を満たしている者を年間通じて基地病院に配置するものとする。

### (1) 操縦士（機長） 1名以上

- ①事業用操縦士以上の技能証明および有効な航空身体検査証明を有する者。
  - ②1,000時間以上の機長時間（このうち、500時間以上はヘリコプター機長であること）。
  - ③500時間以上の実施する運航と類似した運航環境における飛行時間。
  - ④当該型式機による以下の飛行時間。  
当該操縦士がドクターヘリの機長として30回以上の出動の経験を有する場合は、30時間以上。それ以外の場合は、50時間以上。
  - ⑤救急医療用ヘリコプター操縦士の乗務要件等に関する改正（平成29年6月19日）により航空局が定めたドクターヘリ操縦士の訓練（任用訓練及び定期訓練）及び能力確認によって、ドクターヘリ運航会社がその適正を判定された者。
- ※「類似した運航環境」とは、海、山、交通量の多い都会などの地形学的な特徴が類似した運航環境を指す。

### (2) 整備士 1名以上

- ①航空整備士の技能証明を有する者。
- ②5年以上の実務経験をと、その内3年以上の確認整備士経験を有する者。

### (3) 運航管理担当者 1名以上

航空機、航空保安施設、無線施設および気象に関する知識、技能を有し、消防機関、操縦士、医療関係者等との通信を行うことができ、運航管理担当者として2年以上の実務経験を有する者または、同等の知識と技能を有すると認められる者。

- 4 第1項の配置人員は、原則として日本航空医療学会等が開催するドクターヘリ講習会を履修しているものとする。

- 5 委託者は、運航従事者を不相当と認めたときは、受託者に対してその変更を求めることができるものとする。また、受託者が運航従事者を変更しようとするときは、あらかじめ委託者の承認を得るものとする。

## 第11 業務を実施するために必要な設備、機器等

本業務を実施するために必要な次の設備や機器等のうち、受託者の負担分については、受託者において調達、設置（準備）および維持管理するものとし、その費用は委託経費に含めるものとする。なお、以下に掲げる項目以外に必要な設備や機器等がある場合は、委託者、受託者で協議することとする。

### 1 委託者の負担

- (1) 基地病院ヘリポートの確保、設置と維持管理
- (2) 航空燃料の航空機給油取扱所の設置および維持管理
- (3) 福井空港内における格納庫（操縦士・整備士等の待機室および駐車場を含む）の確保、設置、並びに電話、インターネット等通信線の配線
- (4) 基地病院における運航管理室および搭乗医師・看護師の待機室の確保、設置、維持管理（光熱水費を含む。）並びに電話、インターネット等通信線の配線
- (5) 運航管理室への医療用業務無線機、消防・救急用無線、無線用アンテナ、架台の設置・維持管理および通信線の配線
- (6) 運航従事者および搭乗医師・看護師等の緊急連絡（運航要領等）方法の確保（PHS、簡易無線機等）
- (7) ドクターヘリに搭載する医療機器・機材、医療用消耗品等の調達、補填および維持管理
- (8) その他委託者の負担が相当と認められる事項

### 2 受託者の負担分

- (1) 運航管理室への航空無線機（無線アンテナ含む）、気象情報用端末等の配備
- (2) ドクターヘリ搭載用の医療業務用無線機器および消防・救急用無線機の設置に必要な架台、無線用のアンテナおよび通信線の整備
- (3) 基地病院勤務時における運航従事者の駐車場の確保
- (4) 運航管理室用パーソナルコンピューター、コピー機、電話機（固定、携帯）、FAX（電話機加入権、工事費および通信費含む。）等のOA機器の調達・維持管理
- (5) 整備作業用工具の配備
- (6) 機体野外係留用具の配備



## ドクターヘリ出動要請最終時刻表（目安）

月	日没時間 (月間最早)	出動要請最終時刻
1月	16:51	16:00
2月	17:21	16:30
3月	17:49	17:00
4月	18:16	17:30
5月	18:42	18:00
6月	19:06	18:00
7月	19:02	18:00
8月	18:25	17:30
9月	17:41	17:00
10月	17:01	16:30
11月	16:41	16:00
12月	16:41	16:00

※日没のデータは国立天文台天文情報センター暦計算室